

令和4年4月

# 令和4年度 緊急募集案内

## 広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）

### 奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

広島県教育委員会

#### 【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係  
(〒730-8514 広島市中区基町 9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

メールアドレス [kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp)

（メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金緊急募集」としてください。）

奨学金を既に受給されている方であっても、家計急変の要件を満たす場合には、未受給の奨学金について一括貸付けの特例を適用できる場合があります。希望される方は、県教育委員会に相談してください。

## 制度概要（緊急募集）

### 貸付額（月額）

区分	自宅通学	自宅外通学	貸付利息
国公立学校	18,000円	23,000円	無利息
私立学校	30,000円	35,000円	

※ 自宅外通学とは、申請日現在において、自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学しており、申請者が希望した場合にのみ適用します。

### 貸付要件

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

- 1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。

広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

- 2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

「保護者等」は、次のいずれかです。

- (1) 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- (2) 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

- 3 経済的理由により修学が困難であること。【別記1～3（2ページ）を参照してください。】

申請者が属する世帯の父、母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「父母等」という。）が、次のいずれにも該当することをいいます。

- (1) 家計急変が生じていること。
- (2) 家計急変の事由が生じた月から、父母等の向こう1年間の全収入額及び収入見込額の合計が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

※ 家計急変の事由により、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大した場合の全収入額及び収入見込額の合計は、家計急変の事由により増大した支出額を控除した額とします。

- 4 学習状況が良好であること。

「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- ・ 性行不良でないこと。（生徒指導上の問題行動がないこと。）
- ・ 学習意欲があると認められること。

（日々の学習状況や生活態度及び申請時の作文等により判断します。）

- 5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。【別記4（2ページ）を参照してください。】

### 【別記1】父母等の具体的な取扱い

- 1 父母が共にいる場合は、父及び母
- 2 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ
- 3 父母いずれもいない場合は、申請者の生計を維持する者（複数存在する場合は全員）

### 【別記2】家計急変が生じていることの具体的な取扱い

次のいずれかに該当し、「家計急変の事由が発生したとき」\*から1年以内であること。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響又はその他事由により、父母等の収入が、前月又は前年同月に比べて、概ね2割以上減少した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響又はその他事由により、父母等の支出が一時的に増大した。  
(例：オンライン学習等に対応するためのタブレットの購入等)

#### ※ 「家計急変の事由が発生したとき」の例

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した最初の月
- 2 父母等に、破産、解雇、早期退職、死亡、離別又は入院等が生じた日
- 3 父母等が、事故、火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けた日
- 4 その他の事由により家計に著しい影響が生じた日

### 【別記3】収入基準額（別に定める額）以下であることの具体的な取扱い

次のいずれかに該当することが必要です。

- 1 申請者が、生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯\*に属している。  
※ 申請者と生計を一にしている家族又は同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯とし、次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯とします。
  - ① 主たる生計維持者が勤務地の関係で別居しているとき
  - ② 就学又は病気療養のため一時別居しているとき
  - ③ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき
- 2 父母等が、それぞれ個人住民税が非課税である又は減免されている。
- 3 父母等の収入又は所得額が、次の区分ごとの目安に収まっている。

#### 【収入基準額の目安（給与収入のみの場合）】 … 収入総額

区分	3人世帯 (父・母・本人)	4人世帯 (父・母・本人・中学生)	5人世帯 (父・母・本人・中学生・小学生)
収入基準額	576万円	665万円	730万円

#### 【収入基準額の目安（事業所得のみの場合）】 … 所得額

区分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額	229万円	291万円	337万円

※ 収入基準額は、申請者ごとに計算されるため、家族構成等で異なります。

表に示す収入基準額はあくまで目安であり、収入総額等が、目安を下回る場合でも基準外となること、目安を上回る場合でも基準内となることがあります。

### 【別記4】その他同種の資金の具体例な取扱い

- 1 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金、②生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費、③広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金及び④特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費
- 2 独立行政法人日本学生支援機構奨学金等との併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

## 募 集 時 期

令和5年2月28日（火）まで

※ これ以降に家計急変等が生じた場合は、表紙の問合せ先【教育支援推進課】に相談してください。  
なお、年度内の貸付決定が困難である場合は、翌年度の決定となることがあります。

## 貸 付 期 間

貸付の始期は、原則として家計急変の事由が生じた月以降で申請者が希望する月とします。ただし、家計急変の事由が令和4年3月以前に生じたものである場合の貸付けの始期は、令和4年4月以降で申請者が希望する月とします。また、令和4年10月以降に申請された場合の貸付けの始期は、最長で令和4年10月としますので、家計急変の事由が生じた場合は、速やかに申請してください。

貸付期間は、上記貸付始期から在学する高等学校等の修業年限の終わる月までとします。

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り又は休止することがあります。

- 1 次のいずれかに該当する場合は奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。
  - (1) 奨学生の資格要件のいずれかに該当しなくなった場合
  - (2) 奨学金の貸付けを辞退した場合
  - (3) 不正な手続により貸付けを受けた場合
  - (4) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合 など
- 2 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、貸付けを休止します。

## 奨 学 金 の 保 証 人

申請者は、申請に当たり、広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人を2人立てていただく必要があります。この保証人は、奨学金の貸付けを受けた方と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。申請者は保証人に対し、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明しておいてください。

なお、保証人としての正式な登録は、奨学生として決定後に提出いただく誓約書により行います。

- 1 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください。（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）
- 2 誓約書には、保証人2名の署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

## 奨 学 金 の 交 付

口座振替の方法によって、原則として、毎月20日に当月分を交付します。

ただし、本人の申出により複数月分（最長令和5年3月分まで）を一括で貸し付けることができます。

※ 令和4年10月以降に申請された場合は、最長で令和4年10月から令和5年3月までとなります。

## 償 還 方 法 等

奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6か月を経過した後、償還を行っていただきます。

## 1 償還期間

6か月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の総額（以下「貸付総額」という。）を次表左欄に掲げる貸付総額の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が1未満であるときは、1年とします。）に相当する年数の範囲内で償還を行っていただきます。

貸付総額	年間償還基準額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超える場合	総額の10分の1

※ 令和2年度以降の入学生で、予約募集による入学準備金を借り受けている場合は、入学準備金を含めた額が貸付総額となります（ただし、保証人（2名）が同一の場合に限ります。）。

## 2 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括により事前に登録いただく預金口座からの自動引落となります。

なお、次のとおり、申請により償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

### (1) 償還を猶予できる場合

ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき

イ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき

ウ 借受者が失業中のとき等

### (2) 償還金の全部又は一部を免除できる場合

ア 借受者が死亡したとき

イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき等

### 【参考】修学奨学金を2年6か月間借り受けた場合の償還額の目安

借受総額			償還年数 (最長)	償還方法（最終回の支払は残額のため額が異なる場合があります。）		
				月賦 (毎月払)	半年賦 (年2回払)	年賦 (年1回払)
国公立 学校	自宅	540,000円	9年	5,000円	30,000円	60,000円
	自宅外	690,000円	9年	6,400円	38,400円	76,700円
私立 学校	自宅	900,000円	10年	7,500円	45,000円	90,000円
	自宅外	1,050,000円	10年	8,700円	52,500円	105,000円



- 1 償還金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 2 奨学金の償還を長期に渡って怠ったときは、奨学金の全部を一括して償還していただくことがあります。
- 3 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者や保証人（2名）に対し、業者から督促等の連絡を行います。

## 奨学金の申請手続等

### 申請書等の提出

申請を行う場合は、所定の申請書等を学校に提出してください。

提出いただいた申請書等に不備や疑義の生じる内容がある場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等をさせていただき、書類の修正や追加提出をお願いすることがあります。

なお、申請書や提出書類の不備が修正されない場合は、貸付けが不決定になることがあります。

### 提出書類

#### 1 広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

8ページの記入例を参考に、黒のボールペン等の消えない筆記具で漏れなく記入してください。

#### 2 作文

テーマは「学校生活の目標」です。

原稿用紙（600字）は、所定のものを使用し、500字以上は書いてください。

※ 申請書提出時に間に合わない場合は、事後（申請から概ね1か月以内に）に提出してください。

#### 3 世帯の収入等に関する確認票

#### 4 父母等の収入（控除）証明書類（申請時に取得できる最新のものの）

区分	世帯状況	提出書類・留意事項
1	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	<ul style="list-style-type: none"><li>世帯の収入等に関する確認票の各質問に回答し、該当する提出書類を添付してください。</li><li>収入証明書類については、申請者を保護者が税法上扶養していることが分かる記載（扶養親族の欄に申請者氏名又は人数が記載されている等）が必要です。</li><li>生活保護受給証明書（原本）の場合は、世帯員全員が記載され、証明書の使用目的に「広島県高等学校等奨学金貸付申請のため」と記載されているものが必要ですので、管轄の福祉事務所に相談してください。</li></ul>
2	父母等が個人住民税を非課税とされた世帯又は減免されている世帯	
3	父母等の全収入額が、収入基準額以下である世帯	

次の場合は、収入基準額の算定上考慮しますので、併せて書類を提出してください。

※ 上記の区分が1，2のいずれかに該当する場合は、提出不要です。

世帯の区分	提出書類
就学者のいる世帯（小・中学校除く）	在学証明書（原本）（本人分除く） ※ 学生証の写しは不可
障害のある者がいる世帯	障害者手帳の写し、国民年金証書の写し 等
長期に療養を要する者のいる世帯	病院・診療所等証明書、領収書 等
生計を主として維持する者が別居している世帯	光熱水費の領収書 等
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	警察署等発行の証明書 等

## 5 家計急変の事由を証明する書類

離職証明書，医師の診断書，罹災証明書等

※ 状況により提出していただく書類が異なりますので，事前に電話で御相談ください。

区 分	提出書類
① 休業等で収入が減少した場合	減少前及び減少後の給与明細書など
② 離職した又は解雇された場合	離職票など（離職したことが確認できる書類）
③ 売り上げが減少した場合	申立書（任意様式）※父母等が作成してください。
④ 会社が倒産した場合	申立書（任意様式）※父母等が作成してください。
⑤ 一時的に支出が増大した場合	申立書（任意様式）※父母等が作成してください。
⑥ その他（①から⑤以外）	家計急変したことが確認できる書類

## 6 複数月貸付申出書（複数月の一括貸付けを希望する場合のみ）

9 ページの記入例を参考にしてください。

## 7 次表の左欄に該当する場合，右欄に掲げる書類

区 分	提出が必要な書類
同一世帯員（同居・別居を問わず，申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者がいる場合（※）	当該者の住民票の写し等（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合（二世帯住宅で保証人2人のうちの1人が「父母のいずれか」，もう1人が「祖父母等のいずれか」の場合等）	① それぞれの保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり，マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

※ 広島県外に住所を有している者が，高校生以上の兄弟姉妹等で「世帯の収入等に関する確認票」に「在学証明書（原本）」を添付して提出する場合は住民票の写し等は不要です。

奨学金の貸付申請に係る住所等の確認については，「住民基本台帳ネットワークシステム」による本人確認情報を利用して確認しますので，広島県内に住所を有している場合は，「住民票の写し等」の提出は不要です。

ただし，同一世帯員（同居・別居を問わず，申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者については，「住民票の写し等」の提出が必要です。

## 奨学金の貸付決定等

県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、随時、奨学生を決定します。  
奨学生を決定した場合は、各学校を通じて貸付決定通知書又は貸付不承認決定通知書を送付します。  
また、奨学生として決定した場合、貸付決定通知書と併せて次の書類を送付しますので、必要事項を記入の上、速やかに学校へ提出してください。

### 1 誓約書（様式第5号）

#### 【添付書類】

- ・ 印鑑登録証明書
- ・ やむを得ない事情により広島県外に住所を有する者が連帯保証人となる場合、その理由書（任意様式）

### 2 広島県高等学校等奨学金預金口座振替依頼書（奨学生本人の名義の口座であることが必要）

#### 【添付書類】

- ・ 通帳等の写し

広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

令和 4 年 4 月 20 日

広島県教育委員会様

現住所を記入

申請者 住所 広島市中区基町9-42  
氏名 奨学 秋二

奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。

申請者 (本人)	氏名	ふりがな <b>しょうがく しゅうじ</b>	年齢	通学形態	
	(生年)	自宅外通学の場合は寮等の住所を記入 <b>奨学 秋二</b> 昭和・平成17年9月1日)	16 歳	自宅通学・自宅外通学	
保護者等	住所	〒730-0011 <b>広島市中区基町9-42</b> (電話番号 082 - 513 - 4996 )	所得税法上の扶養者 国・公・私立 学年・年次		
	氏名	保護者等の現住所が住民票住所と異なる場合は、光熱水費の請求書等の写しを添付してください。 <b>しょうがく はるき</b> <b>奨学 春樹</b> 日中連絡が取れる番号を記入	学校 <b>全日制</b> 課程 <b>普通</b> 科 <b>2</b> 年	続柄 本人の	
本人及び家族の状況	同一生計の方を全員記入し、県外居住者については「住民票の写し」等を提出してください。	広島県 <b>同上</b>	無職の場合は「無職」と記入 (電話番号 082 - 513 - 4996 )		
	続柄	氏名	年齢	勤務元 (子供名)	収入の種類等
	父	<b>奨学 春樹</b>	<b>45</b>	××株式会社	給与 <b>3,520,833</b> 円
	母	<b>奨学 夏子</b>	<b>45</b>	〇〇〇〇〇	給与 <b>480,700</b> 円
	本人	<b>奨学 秋二</b>	<b>16</b>	広島県立〇〇高等学校	円
	姉	<b>奨学 冬美</b>	<b>20</b>	▲▲大学	円
			申請日現在の年齢	自宅・自宅外	円
生計を維持する者の全収入額 <b>4,001,533</b> 円					
他制度との併願状況	次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費） <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 <input type="checkbox"/> 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 <input type="checkbox"/> 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費				
保証人 (親権者等)	氏名	<b>奨学 春樹</b>	昭和・平成 <b>51</b> 年 <b>4</b> 月 <b>4</b> 日生	続柄 <b>父</b>	
	住所	〒730-0011 <b>広島市中区基町9-42</b> (電話番号 082 - 513 - 4996 )			
保証人	氏名	<b>広島 太郎</b>	昭和・平成 <b>53</b> 年 <b>7</b> 月 <b>7</b> 日生	続柄 <b>叔父</b>	
	住所	〒720-0031 <b>福山市××町1-1-1</b> (電話番号 080 - 321 - 9876 )			
	名称	□□			
勤務先	〒721-0000 <b>福山市××町××番地××</b> (電話番号 084 - 123 - 4567 )				

注 1 別に  
2 不用  
3 用紙

連帯保証人として2名を記入  
①保証人のうち1人は親権者（同一世帯の父母のいずれか）  
②保証人のうち1人は親権者以外で別生計の成人の方  
※同一住所の場合（二世帯住宅等）は住民票等が必要（6ページ参照）

※【事務処理欄】この欄は記入しないでください。

国公立	私立	自宅	自宅外	貸付額	円/月
全	定	通	軌 / 轉 / 轉 / 特	年	貸付期間 R 4 . ~ R .
				決定番号	3 4 8

## 記入例

複数月分の一括貸付けを希望する場合に提出してください。

### 複数月貸付申出書

令和 4 年 4 月 23 日

広島県教育委員会様

申請者	住所	〒730-0011 広島市中区基町9-42
	氏名	奨学 秋二
	学校名	広島県立〇〇高等学校

広島県から支出される奨  
複数月分（ 8 か月分）

【複数月一括貸付けの使途】は、修学上必要な学資金で、一括貸付けを希望する額の根拠となる使途を記入してください。  
一括貸付けが必要な月数の計算については、**【計算例】**を参考にしてください。なお、領収書等の添付は不要です。

#### 【複数月一括貸付けの使途】

費 目	金 額
オンライン学習のためのパソコン購入代	58,000円
教科書購入代	27,000円
学習塾費4.5月分	19,000円
部活動費用（ユニフォーム購入代等）	27,000円
	円
合計	131,000円

#### 【計算例】（記入例の場合）

公立・自宅通学 月額 18,000円

一括貸付けの使途の合計 131,000円

$131,000円（使途合計） \div 18,000円（貸付月額） \sim 7.27...$

このため、8か月分の複数月分一括貸付けを希望する。

参考【貸付額（月額）】

区 分	自宅通学	自宅外通学
国公立学校	18,000円	23,000円
私立学校	30,000円	35,000円

(注)

和5年3月分  
る月分の一  
い。